

○政治資金規正法に基づく収支報告書等の閲覧等に関する規程

平成20年12月26日

滋賀県選挙管理委員会規程第5号

政治資金規正法に基づく収支報告書等の閲覧等に関する規程をここに公布する。

政治資金規正法に基づく収支報告書等の閲覧等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第20条の2第2項の規定による報告書、書面、政治資金監査報告書または確認書（以下「収支報告書等」という。）のうち滋賀県選挙管理委員会（以下「県委員会」という。）において受理したものの閲覧および写しの交付について必要な事項を定める。

(収支報告書等の閲覧)

第2条 収支報告書等の閲覧は、県委員会の指定する場所において、執務時間中にしなければならない。

- 2 収支報告書等は、前項の場所以外に持ち出すことができない。
- 3 収支報告書等は、丁重に取り扱い、破損、汚損または加筆等の行為をしてはならない。
- 4 前3項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、または閲覧を禁止することができる。

(収支報告書等の写しの交付)

第3条 法第20条の2第2項の規定により、県委員会の受理した収支報告書等の写しの交付を請求しようとする者（以下この条において「請求者」という。）は、収支報告書等の写しの交付請求書（別記様式第1号。次項において「交付請求書」という。）を県委員会に提出しなければならない。

- 2 県委員会は、交付請求書に形式上の不備があると認めるときは、請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、県委員会は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。
- 3 県委員会は、法第20条の2第2項の規定による請求を受けたときは、当該請求のあった日から15日以内に、当該請求に係る収支報告書等の写しを交付するものとする。ただし、前項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 4 前項の規定にかかわらず、県委員会は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を45日以内に限り延長することができる。この場合において、

県委員会は、請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間および延長の理由を収支報告書等の写しの交付期間延長通知書（別記様式第2号）により通知しなければならない。

- 5 法第20条の2第2項の規定による請求に係る収支報告書等が著しく大量であるため、当該請求があった日から60日以内にその全てについて第3項の規定による交付をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、県委員会は、当該請求に係る収支報告書等のうちの相当の部分につき当該期間内に第3項の規定による交付をし、残りの収支報告書等については相当の期間内に同項の規定による交付をすれば足りる。この場合において、県委員会は、同項に規定する期間内に、請求者に対し、収支報告書等の写しの交付期間特例延長通知書（別記様式第3号）により通知しなければならない。

（収支報告書等の写しの交付の方法）

第4条 収支報告書等の写しの交付は、収支報告書等を複写機により日本産業規格A列4番の大きさの用紙に複写したもの（白黒で複写したものに限る。）の交付により行う。

（収支報告書等の写しの交付に係る手数料の納付）

第5条 収支報告書等の写しの交付を受ける者は、滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）に基づく手数料を納付しなければならない。

付 則

この規程は、平成21年1月1日から施行する。

この規程は、令和8年1月1日から施行する。

## 収支報告書等の写しの交付請求書

年 月 日

(あて先)

滋賀県選挙管理委員会委員長

氏名または名称：(法人その他の団体にあつては、その名称および代表者の氏名)

住所または居所および電話番号：(法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地)

〒

( - - )

連絡先：(連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡先の住所、氏名および電話番号)

〒

( - - )

政治資金規正法に基づく収支報告書等の閲覧等に関する規程第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり収支報告書等の写しの交付を請求します。

### 記

#### 1 請求する収支報告書等

年	政治団体の名称	枚数(※)
合 計		

(※) 写しの交付手数料： \_\_\_\_\_ 枚 × 10円 = \_\_\_\_\_ 円

#### 2 写しの送付

希望する (※) 郵便切手の額： \_\_\_\_\_ 円

希望しない

※印欄は、記入しないでください。

様式第2号

滋 選 委 第 号  
年 月 日

様

滋賀県選挙管理委員会委員長



収支報告書等の写しの交付期間延長通知書

年 月 日付けの収支報告書等の写しの交付請求については、下記のとおり、政治資金規正法に基づく収支報告書等の閲覧等に関する規程第3条第4項の規定に基づき、交付の期間を延長することとしましたので通知します。

記

- 1 収支報告書等の写しの交付請求のあった政治団体の名称
- 2 延長後の期間
- 3 延長の理由

様式第3号

滋 選 委 第 号  
年 月 日

様

滋賀県選挙管理委員会委員長



収支報告書等の写しの交付期間特例延長通知書

年 月 日付けの収支報告書等の写しの交付請求については、下記のとおり、政治資金規正法に基づく収支報告書等の閲覧等に関する規程第3条第5項の規定に基づき、交付の期間を延長することとしましたので通知します。

記

- 1 収支報告書等の写しの交付請求のあった政治団体の名称
- 2 政治資金規正法に基づく収支報告書等の閲覧等に関する規程第3条第5項の規定を適用することとした理由
- 3 交付する期限